

道路台帳デジタル化及び公開型GIS等構築業務委託

特記仕様書

令和5年4月

上天草市 建設部 建設課

1 業務の目的

本業務は、内閣府が所管する「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1）」を活用した「道路基礎情報の電子化及び公開による市民サービス向上事業」として、上天草市（以下、発注者という。）が管理する道路及び道路情報を対象にデジタル技術を活用し積極的な情報発信・提供を行うことにより、市民及び事業者のデジタルデータ利用促進及び道路行政のデジタルフォーメーションを実現することを目的とする。

2 適用範囲

本特記仕様書は、道路台帳デジタル化及び公開型GIS等構築業務委託に適用するものとする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日までとする。

なお、本業務で構築する各システムは令和6年3月1日より本稼働を開始すること。

4 業務の前提条件

（1）業務の実施

本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1）を活用することから、当該交付金の趣旨に沿った業務を実施するものとする。

（2）委託期間の遵守

本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1）を活用することから、前条に示した委託期間を遵守しなければならない。また、本業務で構築するシステムは、令和5年度中にすべて稼働を開始するものとする。

（3）準拠法令等

受託者は、以下の法令等に準拠して本業務を実施するものとする。

- 1）測量法（昭和24年法律第188号）
- 2）測量法施行令（昭和24年政令法律第322号）
- 3）測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- 4）道路法（昭和27年法律第180号）
- 5）道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- 6）地方交付税法（昭和25年法律第211号）
- 7）国土交通省道路施設現況調査提要
- 8）国土交通省「作業規程の準則」（平成20年3月31日国土交通省令第413号）
- 9）国土交通省国土地理院「地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014」
- 10）国土交通省国土地理院「日本版メタデータプロファイル第2版（JMP2.0）」
- 11）地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- 12）総務省共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書
- 13）統合型の地理情報システムに関する指針（平成13年7月 総務省自治行政局地域情報政策室）
- 14）国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月31日国国地第190号）
- 15）行政機関の保有する電子計算機処理に係わる個人情報の保護に関する法律（平成

15年法律第119号)

- 16) 上天草市個人情報保護条例 (上天草市例規集-第3編「行政通則」-第4章「情報管理等」)
- 17) 上天草市契約規則 (平成16年上天草市規則第36条)
- 18) その他関連法令等

5 貸与資料

本業務の貸与資料は以下の通りとする。

- (1) 道路台帳図 (紙図面、CADデータ又はPDFデータ)
- (2) 道路台帳調書 (冊子、エクセルデータ、PDFデータ)
- (3) 認定路線網図 (紙図面、PDFデータ)
- (4) 農道台帳 (紙図面、PDFデータ)
- (5) 林道台帳 (紙図面、PDFデータ)
- (6) 航空測量成果 (令和元年度)
- (7) 上天草市道路路面性状調査委託報告書 (平成25年度)
- (8) 橋梁定期点検報告書
- (9) トンネル点検報告書
- (10) その他必要と認める資料
- (11) 地番図データ

6 業務概要

本業務の作業概要及び対象数量は以下の通りとする。

(1) 作業概要

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 1) 作業計画 | 1式 |
| 2) 製品仕様書及び | |
| 道路台帳整備基準書・道路台帳維持管理基準書作成 | 1式 |
| 3) 路線再編 (案) の議会資料作成 | 1式 |
| 4) 道路台帳デジタル化 | 総延長 518.57km
実延長 509.664km |
| 5) 路面性状調査 | 443.292km |
| 6) 道路台帳管理システム構築 (LGWAN-ASP) | 同時3ライセンス |
| 7) 窓口対応システム構築 (Internet-ASP) | 1ライセンス |
| 8) 公開型GIS及び道路通報システム構築 (Internet-ASP) | 1式 |
| 9) セットアップ及び動作検証 | 1式 |
| 10) 操作マニュアル作成及び操作研修の実施 | 1式 |
| 11) 窓口対応システム用パソコン調達 | 1台 |
| 12) 住宅地図Webライセンス調達 (LGWAN-ASP用) | 1式 |
| 13) 報告書作成 | 1式 |

(2) 作業数量

道路台帳デジタル化及び路面性状調査の作業数量は以下のとおりとする。

- ①旧町単位の延長 (単位: km)

道路種別	大矢野	松島	姫戸	龍ヶ岳	種別：延長計
市道	188.458	147.683	55.655	78.191	469.987
農道	20.531	6.482	0.975	－	27.988
林道	－	－	9.283	11.312	20.595
旧町：延長計	208.989	154.165	65.913	89.503	518.57

②旧町単位の路線数（単位：本）

道路種別	大矢野	松島	姫戸	龍ヶ岳	種別：路線数
市道	423	231	238	357	1,249
農道	5	6	1	－	12
林道	－	－	3	5	8
旧町：路線数	428	237	242	361	1,269

③市道車両通行状況（単位：k m）

		市道	農道	林道
車両通行可能	舗装済み	395.447	27.25	20.595
	未舗装	41.204	0	0
車両通行不可能	舗装済み	16.527	0	0
	未舗装	8.642	0	0

7 業務内容

業務内容及び作業数量は下記の通りとするが、受託者からの企画提案に基づき発注者と受託者で協議して内容を決定するものとする。

（１）作業計画

作業計画は、デジタル田園都市国家構想推進交付金の趣旨を考慮した作業スケジュール立案を前提に、作業の方法、使用する機器、従事する人員及び工程、発注者のインフラ環境、ネットワーク構成、各種システムの要件、搭載する地図データ等の確認を行い、作業計画を立案するものとする。

（２）製品仕様書及び道路台帳整備基準書・道路台帳維持管理基準書作成

国土交通省国土地理院「地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014」や各種ガイドラインに準拠し、発注者の意向を踏まえた製品仕様書の作成を行う。

道路台帳整備基準書及び道路台帳維持管理基準書の作成に当たっては、発注者が保有する現況の道路台帳の整備方法を確認し、現地調査の取得基準・道路台帳図の作成方法や補正の要領について整理した上で作成するものとする。

（３）路線再編（案）の議会資料作成

収集した既存資料及びデジタル化された道路台帳データファイルを元に、現状の認定市道について道路管理における現状の課題を抽出し、路線再編の議会資料の作成を行うものとする。

１）路線再編（案）の検討資料作成

路線の連続性・同一路線の二重認定・現況不明の認定路線等、路線認定に係る現状の課題を抽出した上で幹線道路及び枝線路線の見直しを行うものとし、路線再編の検討資料作成にあたっては、路線の等級、接続する国道、県道、市道等の利用状

況を考慮し検討する。

2) 路線再編（案）の起点終点住所確認及び枝線解消

①路線再編（案）の起点終点住所確認

路線再編後の路線毎に起点住所及び終点住所を最新の地番図データより取得し、確認するものとする。

②枝線解消

旧路線体系において1路線に対して枝線がある場合は、1路線単位の分割を検討するため、市と協議を行う。協議後、路線の分割する際は、路線番号、路線名称を定めるものとし、起点住所及び終点住所を最新の地番図データより取得し確認するものとする。

3) 路線再編（案）の議会資料作成

路線再編（案）の議会資料作成にあたっては、下記の資料を作成するものとする。

①路線再編（案）の路線一覧表作成（路線番号、路線名称、起点・終点住所など記載）

②路線再編（案）の要件一覧表作成（路線名などの理由を記載）

③路線再編（案）の路線網図作成（路線再編（案）を網図に表示）

4) 路線再編成果の道路台帳データへの反映

路線再編成果の反映は、令和4年度までに整備した道路台帳図データ、道路台帳要素データ、調書データを更新し最終成果データを作成するものとする。

(4) 道路台帳デジタル化

道路台帳データ等作成は、作業規程の準則に準じて、6 業務概要に記載する作業数量を対象に実施する。

1) 不一致箇所の抽出

既存の道路台帳図における現況不一致箇所の抽出を行う。なお、手法については各社が最適だと思うものを提案すること。

2) 現況平面図作成及び現地調査

各社の提案する手法により地図情報レベル500の現況平面図を作成する。なお、抽出された不一致箇所については現地調査を行い、明らかに現況と異なる経年変化が確認された場合は道路幅員等の計測を実施する。

3) 測定基図作成

作成された製品仕様書及び道路台帳整備基準に従い、現況平面図をもとに道路台帳調書用の測定基図データを作成する。

4) 道路台帳調書作成

測定基図データをもとに演算処理を行い、道路法第28条、同法施行規則第4条の2及び道路施設現況調査提要並びに道路法上必要な調書を作成する。

(5) 路面性状調査

熊本県の「舗装維持管理計画（第二次）」及び日本道路協会「舗装調査・試験法便覧（平成31年版）」に準じて、業務概要に記載する対象路線について、路面性状調査を実施する。

1) 路面計測

原則として、MMS（モービルマッピング）車両を使用し、路面及び沿道の画像データを取得する。（車両通行可能箇所のみ）

2) 危険個所の抽出

路面の危険個所（ひび割れ・わだち掘れ・平坦性）を「1）路面計測」で取得したデータを基に抽出及び評価を行う。（車両通行可能箇所かつ舗装箇所のみ）

測定項目	解析方法
ひび割れ	50cm メッシュ法 (ひび割れ判定マニュアルによる)
わだち掘れ	平均法(相対精度)
縦断凹凸（IRI）	路面性状測定車との相関

3) 成果とりまとめ

画像データ及び抽出された危険個所については、構築する道路台帳管理システム上で表示・閲覧可能なデータとしてとりまとめる。

(6) 道路台帳管理システム構築

道路台帳管理システムは、以下の要求事項を満たすものとする。

- 1) 受託者が提供するASPサービスを利用したクラウド形式とする。
- 2) 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の地域情報プラットフォーム準拠製品としてGISユニットに登録されており、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用したパッケージシステムであること。

また、システム構築と併せて、必要となる住宅地図も必要数調達すること。

その他の要件は、下表のとおりとし、機能要件は『別紙1』要求機能一覧 1.道路台帳管理システムの7割以上の機能を有するものとする。

- 3) 道路台帳管理システムでは、竣工工事情報、告示対応（路線の認定・廃止、区域変更等）、橋梁・トンネル・構造物の管理を予定している。

項目	内容
配信方式	LGWAN-ASP 方式
ライセンス数	同時接続 3 ライセンス
動作環境	①ネットワークの回線速度は以下を想定する。 (1) 発注者が接続する LGWAN ネットワーク : 10Mbps (2) 発注者のクライアントパソコンが利用するネットワーク : 100Mbps ②道路台帳管理システムを利用予定のクライアントパソコン（発注者所有）のスペックは、以下のとおり。 (1) CPU : Core i5 8350U (1.7GHz) (2) メモリ : 4GB (3) HDD : 500GB (4) OS : Windows10 以上 ③一般的なパソコン等有する基本的な機能のみで動作が可能なものとする。なお、利用に際し端末機にプログラムのインストールが必要な場合は、必要な作業を本業務において受託者が行うものとする。
基本要件	①地方公共団体情報システム機構による、総合行政ネットワーク

項目	内容
	(LGWAN) における LGWAN-ASP サービス「アプリケーションおよびコンテンツサービス」へ登録している GIS アプリケーションを利用すること。 ②地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) による総合行政ネットワーク (LGWAN) における、LGWAN-ASP サービス「ホスティングサービス」へ登録しているサービスを利用すること。
ユーザ管理	データの正当性を担保するため、ID とパスワードによるユーザ認証とユーザの操作権限設定の仕組みを有すること。
システム稼働 及びデータセン ター要件	①システムの稼働率は 99% 以上であること。ただし、事前に発注者が許可したメンテナンス等は停止時間に含めない。 ②24 時間 365 日運用可能であること。ただし、必要と認められる計画停止については、発注者と事前協議を行なうことで可とする。 ③受託者の過失による障害や運用ミス等によりデータを消失した場合、直近のバックアップデータでリストアが可能であること。 ④アクセスログ等の各種ログを 90 日以上保管すること。 ⑤利用するデータセンターは、「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続資格審査要領」(平成 27 年 7 月 1 日) 第 2 章第 6 条を満たすものとする。

(7) 窓口対応システム構築

窓口対応システムは、来庁者に対して道路台帳データ等の情報を案内するためのシステムとして、下表の要件を満たすこと。

また、システムの構築とあわせて必要なハードウェア類の調達も行うものとし、機能要件は『別紙 1』要求機能一覧 窓口閲覧システムの 7 割以上の機能を有し、各社提案をするものとする。

窓口対応システムについては、公開型 GIS よりも多くの情報の公開を検討していることから、公開情報の選択について提案し、併せて印刷、防犯・破損等への対策についても提案すること。

項目	内容
配信方式	インターネット方式
ライセンス数	1 ライセンス
基本要件	①導入した端末でスムーズな操作が可能であること。 ②容易に利用可能な操作性とユーザインターフェースに優れた処理画面を有すること。 ③機器故障の際に復旧が容易であること。 ④データ更新が容易にできること。 ⑤落下防止対策及び盗難防止対策を講じたものであること。 ⑥OS Windows11 以上 ⑦モニタ 19 インチ以上の液晶ディスプレイ ⑧最大解像度 1,280×1,024 以上
システム稼働 及びデータセン ター要件	①システムの稼働率は 99% 以上であること。ただし、事前に発注者が許可したメンテナンス等については、停止時間に含めない。 ②24 時間 365 日運用可能であること。ただし、必要と認められる計画停止については、発注者と事前協議を行なうことで可とする。

項目	内容
	③受託者の過失による障害や運用ミス等によりデータを消失した場合、直近のバックアップデータでリストアが可能であること。 ④アクセスログ等の各種ログを90日以上保管すること。

(8) 公開型GIS・道路通報システム構築（システムの独立・連携は問わない。）

公開型GISは、市民や事業者等がパソコン、タブレット、スマートフォン等を利用して、路線網図（市道）等の行政情報を閲覧・利活用可能なシステムとして構築するものとする。道路通報システムは、道路の異常等についてパソコン、タブレット、スマートフォン等から通報できるシステムとして構築する。

公開型GIS・道路通報システムは、いずれもインターネット方式のシステムとし、下表の要件を満たすものとする。

また、公開型GIS及び道路通報システムの要求機能は『別紙1』要求機能一覧 4. 公開型GIS・道路通報システム共通の7割以上の機能を有するものとする。

道路通報システムについては、通報者と通報を受ける管理者側の双方の機能について、分けて提案を行うこと。

項目	内容
配信方式	インターネットASP方式
ライセンス数	フリーライセンス
動作環境	①PC：Microsoft Edge、Firefox、Chrome、Safari（MacOS X） ②スマートフォン：Chrome（Android5.0以降）、Android標準ブラウザ（Android5.0以降）、Mobile Safari（iOS）
基本要件	①Webブラウザのみで本システムを利用でき、事前に特別なアプリケーションのインストールを必要としないこと。 ②容易に利用可能な操作性とユーザインターフェースに優れた処理画面を有すること。 ③背景地図は、航空写真、民間地図に対応し、公開テーマと重ね合わせて表示可能とすること。なお、民間地図は定期的に更新されること。 ④市内及び市外の住所、施設名称(民間施設含む)等をキーワード入力により検索が可能とすること。 ⑤公開ツールにより、道路台帳管理システム等から公開型GISへのデータアップロードを実現すること。また、公開処理については、日時設定による自動公開処理を可能とすること。
システム稼働及びデータセンター要件	①システムの稼働率は99%以上であること。ただし、事前に発注者が許可したメンテナンス等については、停止時間に含めない。 ②24時間365日運用可能であること。ただし、必要と認められる計画停止については、発注者と事前協議を行なうことで可とする。 ③受託者の過失による障害や運用ミス等によりデータを消失した場合、直近のバックアップデータでリストアが可能であること。 ④アクセスログ等の各種ログを90日以上保管すること。 ⑤国内の自治体において公開型GISの豊富な運用実績を有するデータセンターを採用すること。

(9) データセットアップ及び動作検証

作成された各データについては、製品仕様書に記載する品質検査を実施し品質を満たすと確認されたデータを各システムにデータセットアップし、動作検証を行う。

なお、搭載するデータとその搭載先のシステムは下記を想定しているが、システム構成及びデータの格納先については最適と思われる形態を提案すること。

データ種類／搭載先	道路台帳 管理システム	窓口対応システム	公開型 GIS
道路台帳図データ	○	○	△
林道台帳図データ	○	○	△
農道台帳図データ	○	○	△
路線網図（市道）	○	○	○
路線網図（林道）	○	○	△
路線網図（農道）	○	○	△
路面沿道画像データ	○	-	-
路面性状調査成果（道路 異常箇所等）	○	-	-

※△の項目については、本業務の契約締結者と協議予定の項目。

(10) 操作マニュアル作成及び操作研修の実施

本業務で構築する各種システムについて、操作マニュアルを作成する。操作マニュアルは各種システムの操作方法を網羅したものとしつつ、GISを利用したことがない職員でも操作手順が分かるように作成すること。

操作研修はシステムを取り扱う職員を対象として開催する。操作研修はシステムの操作方法だけでなく、本業務の趣旨や運用方法など本業務の効果を最大化するための研修となるよう創意工夫すること。なお、開催に当たっては教材として「研修マニュアル」を作成するものとする。研修マニュアルは、各種システムのうち業務で利用頻度が高い機能を抜粋して整理しつつ、事例も踏まえながら分かりやすく操作方法を記載したものとして作成すること。

(11) 報告書作成

本業務の成果物についてとりまとめを行い、報告書を作成するものとする。

8 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書 1式
- (2) 業務報告書概要版 1式
- (3) 道路整備基準書関係 1式
 - 1) 製品仕様書
 - 2) 道路台帳整備基準書
 - 3) 道路台帳維持管理基準書
- (4) 路線再編の議会資料関係
 - 1) 路線一覧表 1式
 - 2) 要件一覧表 1式
 - 3) 路線網図 1式
- (5) 道路台帳データ関係

1) 現況平面図データファイル	1式
2) 道路台帳図データファイル	1式
3) 道路台帳調書集計表	1式
(6) 路面性状調査関係	
1) 路面・沿道画像データファイル	1式
2) 危険個所データファイル	1式
(7) 各種システムライセンス（使用許諾書）	
1) 道路台帳管理システム（同時アクセスライセンス）	3ライセンス
2) 窓口対応システム	1ライセンス
3) 公開型GIS	1式
4) 道路通報システム	1式
(8) 住宅地図ライセンス	1式
(9) 窓口対応システム用パソコン	1台
(10) マニュアル関係	
1) 操作マニュアル	1式
2) 研修マニュアル	1式
(11) その他提案内容に基づく成果物	1式

9 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、全て発注者に帰属するものとし、書面による発注者の承諾を受けずに他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する知的財産権は、受託者に留保されるものとし、発注者は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務中に事故が生じないよう細心の注意を払うとともに、万が一事故が発生した場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。
- (2) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由による成果品の不良個所があった場合は、受託者が速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに係る費用は受託者が負担するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (4) 本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE 1）を活用して実施するものであるため、受託者は実績報告に係る資料作成等の支援を行うこと。

ASPサービス及び運用サポート
見積仕様書

1 適用範囲

本見積仕様書は、道路台帳管理システム等構築後の維持管理に係る「ASPサービス及び運用サポート」に適用するものであり、見積徴収にあたり必要な事項を定めたものである。

2 見積金額の提示

本仕様書に沿って積算した見積金額については、様式第6号の見積書に記載するものとし、見積金額の詳細が分かる内訳書（様式自由）を添付するものとする。

3 ASPサービス

受託者は、システム構築後の安定したシステム稼働を維持するためのASPサービスの提供を実施するものとする。

（1）対象システムは、以下のとおりとする。

- ①道路台帳管理システム（同時接続3ライセンス、LGWAN-ASP利用）
- ②窓口対応システム（1ライセンス、インターネットASP利用）
- ③公開型GIS及び道路通報システム（インターネットASP利用）

（2）見積期間は、稼働開始後5年間を対象期間とする。

（3）道路台帳管理システム等のサービスは下表を基本とし、詳細については発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。

①道路台帳管理システム

サービスレベル項目		内 容	設定値
ASP サービス	稼働時間	利用者向けサービスの提供時間。但し、メンテナンス時間除く	24時間365日
	稼働率	サービスの利用が可能な時間のうち、実際に利用可能な時間の割合	99.5%以上
	データ容量	主題地図やレイヤの登録数に関する制限	レイヤ制限なし
	死活監視・障害監視	ハードウェアの死活監視・障害監視の間隔	5分
	H/W障害通知	障害検知時から発生を通知するまでの時間	1時間以内
	記録（ログ等）	利用状況、例外処理及びセキュリティ事象の記録保存期間	5年
	セキュリティパッチ管理	パッチの更新間隔（ベンダーリリースからパッチ更新開始までの時間）	原則1回/月（緊急時は協議）
	バックアップ	バックアップ頻度と世代管理	1日1回（7世代）
	リカバリポイント	復旧データのバージョン（障害発生から遡り、復旧するデータの時点）	前日バックアップデータまで復旧
サポート	サービス窓口	電話受付時間（電話による問合せ受付・回答）	平日：8:30～

サービスレベル項目		内 容	設定値
			18:00 (土・日・祝日 及び年末年始を 除く)
		メール受付時間 (メールによる問合せ受付・回 答)	24時間365日
	停止事前通知	メンテナンス等の一時的サービス停止時の事前 通知	原則2週間前に 通知
	GISエンジン・バグ修 正プログラム、リビ ジョンアップ版の配 布	GISエンジン・バグ修正プログラム、リビジョン アップ版の配布	適宜 (サービス 停止が伴う場合 は協議)
	ウィルス定義更新	発表後からウィルスチェックソフトの定義ファ イル更新までの時間	原則120分毎
業務報告	業務報告	稼動経過を報告書にまとめて提出、内容は以下 を想定 ・ログ (アクセス数等)、サポートセンターへ の問い合わせ履歴 等	1回/年

②窓口対応システム

サービス項目	内 容	詳細内容
プログラムサポート	①OS 及びブラウザ等のソフトウェアプログラムに関 する更新情報の提供	随時
	②バージョンアップ版/リビジョンアップ版のソフ トウェアプログラムの提供	受注者の指定時
	③ヘルプデスク (システムの操作説明及び質疑応 答)	平日 9 : 00～17 : 30
	④システム改善要望の受付	随時
システム障害対応	①ファーストコールの受付及び障害の1次切り分け	平日 9 : 00～17 : 30
	②システム障害によりデータが破損した場合のバック アップデータ提供	障害収束後実施
	③受注者は、トラブル(障害)対応報告書により、ト ラブル(障害)発生から収束まで報告する。	障害収束後速やかに 提出

③公開型GIS及び道路通報システム

サービス項目	内 容	詳細内容
ASPサービス	① 稼働時間	24時間365日
	② 稼働率	99%以上
運用支援	公開型システムの利活用に係 る技術的な支援	システムの利用促進に関する相談に対し、課題解決 に向けた技術的な提案支援
		公開型GISの有効活用を図る上で、先進事例等の有 為な情報提供
	アクセスログレポートの	システムへのアクセス状況を解析し集計結果を提出

サービス項目	内 容	詳細内容
	解析	(年1回)
	サポートサービス	本サービスの利用方法に関する質問対応
		システムで利用するソフトウェアの最新版提供
		障害発生時における復旧見込み報告、復旧対応、復旧報告
		セキュリティ関連の事故発生時における対応策の提示・事故対応・報告
		不正アクセス検知時における一次通報、状況報告及び対応策の提示

(3) 適用除外

受託者は、道路台帳管理システム等が次の各号のいずれかに該当する事由により機能不良に陥った場合、または、受託者が承諾しない行為により何らかの障害が生じた場合、本契約に基づく保守の義務を免れるものとする。

その際、システムに関連する対処やシステム復旧作業等を発注者が受託者に依頼した場合は、受託者が別途費用を発注者に請求出来るものとし、請求金額は受託者による費用算定に基づき、協議の上決定するものとする。

- ①ASPサービス用設備等の故障により保守を行う場合
- ②運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- ③その他天災地変等不可抗力によりASPサービスを提供できない場合

4 運用サポート

受託者は、システム構築後の庁内におけるシステム利活用促進を実施するために以下の運用サポートを行うものとする。

(1) 操作研修

受託者は、庁内におけるシステム利活用促進のために、システム操作研修を年1回開催するものとする。また、研修後に要望があった場合は希望者を対象にフォローアップ研修を必要に応じて実施するものとする。

(2) GIS利活用に係る技術的な支援

①GISの有効活用に関する情報の提供

受託者は、GISの有効活用を図る上で有為な情報（システムの活用、拡張及び主題データの整備に関すること）を提供すること。

②利用方法の問合せ対応

受託者は、平日の8時30分から17時までの間、システムの操作方法に関する質問に対応できる連絡受付窓口を常時設置すること。

③システムの継続的な改善

発注者からシステム改善の要望を受けた場合には、次期バージョンアップ版への反映を検討した後、その適否について報告すること。

『別表3』

道路台帳データ補正業務
見積仕様書

1 適用

本仕様書は、デジタル化された道路台帳（調書・台帳図）をもとに、道路法第28条及び道路法施行規則第4条の2に基づく道路台帳データの補正業務に適用するものであり、見積徴収にあたり必要な事項を定めたものである。

2 見積金額の提示

本仕様書に沿って積算した見積金額については、様式第6号の見積書に記載するものとし、見積金額の詳細が分かる内訳書（様式自由）を添付するものとする。

3 道路台帳補正の種別

道路台帳補正は下表の種別により実施するものとする。なお、各社独自の区分と種別が相違している場合、以下の種別で最も類似する内容で見積を行うこと。

また、以下の補正種別以外に必要な作業項目があれば追記して見積すること。

補正種別	補正事由	対象となる主な異動事由
新規認定	道路の新設や移管等に伴い新たに認定する路線で、工事竣工時に実測により出来形測量を実施していない場合は地形測量のうえ、台帳図等の作成を行う。	・道路新設に伴う工事 ・区画整理に伴う工事 ・国や県からの移管 ・台帳未整備
改良工事	道路の改良工事に伴い台帳図、施設台帳図等の修正を行う。	・道路拡幅 ・歩道の架け替え・新設等 ・側溝の架け替え・新設等 ・建築後退 ・道路法24条にかかる工事 ・橋梁、トンネル、踏切等の道路施設の新設・改良・撤去工事
舗装工事	舗装打換え工事に伴い台帳図等の修正を行う。	・舗装打換え工事
認定廃止	認定道路の廃止に伴い台帳図等の修正を行う。	・認定道路の廃止

なお、作成過程での作業工程・内容等は各社からの提案によるものとし、特に発注者にとって有益となる提案がある場合は、企画提案書に記載するものとする。

4 補正対象数量

対象とする補正数量は以下のとおりとする。また、次に記載する「業務成果」を納入するにあたり、必要と思われる作業項目があれば追記して見積すること。なお、見積内容が分かる見積内訳書及び代価表を提出すること。内訳書及び代価表の様式は任意とする。

補正種別	数量
新規認定	1.0 km
改良工事	2.5 km
舗装工事	1.0 km
認定廃止	1.0 km

5 要求する業務成果

本業務の業務成果は以下のとおりとする。

項 目		数量
①道路台帳図関係		
	現況平面図データファイル	1 部
	道路台帳図データファイル	1 部
	道路網図データファイル	1 部
	告示用資料	1 式
	路線網図製本	1 冊
③道路台帳管理システムへのデータ実装関係		
	データセットアップ報告書	1 部